

令和4年度県内旅行商品造成・販売業務（第2弾）仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、旅行スタイルが団体旅行から個人旅行へ急速に移行し、交通事業者（鉄道、バス、タクシー及びレンタカー等）と連携した旅行商品が減少したことにより、交通事業者の経営状況が逼迫している状況にあります。また、団体旅行の縮小により、県内観光地での消費が減少し、県内観光関連事業者の経営にも甚大な影響を及ぼしています。

そのため、旅行事業者が交通事業者等と連携した県内を目的地とする、ウィズコロナを見据えたより安全・安心な旅行環境の提供に資する新たな旅行商品の造成・販売を行う事業を展開することで、

① 鉄道、バス、タクシー及びレンタカー等を活用した旅行商品の造成により、交通事業者を支援

② 県内の土産物店、飲食店及び体験施設等に立ち寄る旅行商品の造成により、県内観光地における消費を喚起し、県内観光関連事業者を支援することを目的とします。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和4年度県内旅行商品造成・販売業務（第2弾）

(2) 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

(3) 委託業務の内容

ア 事務局の設置等

(ア) 事務局を設置し、旅行商品の造成及び販売に関する支援を行うこと。

(イ) 事務局は、造成した旅行商品に関する取りまとめを行うこと。

(ウ) 旅行参加者等からの問い合わせの一切に対応できる体制を整え、事務局専用の電話回線及びメールアドレスを設置すること。

(エ) 事務局はパンフレット等の成果品の写しのほか、旅行商品の販売期間、旅行商品の造成件数、送客実績等を報告すること。

(オ) 上記(エ)のうち送客実績の報告は、月末締め毎月次報告書を翌月末までに書面でみえ観光の産業化推進委員会（以下「当委員会」といいます。）に提出すること。ただし、速報値は翌月10日までに提出するものとする。また、週1回、送客実績の状況をメールで報告すること。

(カ) 当委員会からデータ等の提供を求められた場合は、その指示に従い、速やかに対応すること。

イ Webサイトの開設

事務局は、造成した旅行商品の特設 Web サイトを開設すること。

ウ 旅行商品造成・販売

交通事業者（鉄道、バス、タクシー及びレンタカー等）などと連携し、後記「造成する旅行商品の条件」に合致した県内を目的地とする県民及び近隣府県民向けの安全・安心な旅行商品を新規造成・催行し、16,000人分（宿泊旅行：8,000人分目安、日帰り旅行：8,000人分目安）以上販売すること。また、造成した旅行商品について、本事業単独のパンフレット又はチラシを制作し、合計24,000部以上印刷すること。なお、パンフレット又はチラシについては、電子版も制作すること。

【造成する旅行商品の条件】

- ①県内を目的地とした旅行商品（宿泊旅行又は日帰り旅行）であること。
- ②旅行参加者は、県内在住者及び近隣府県（愛知県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府及び兵庫県）在住者であること。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況等により、府県別に販売停止や販売再開を行う場合があるため、留意すること。その場合、当委員会の指示に従うとともに、対応できる体制を整備すること。
- ③交通事業者（鉄道、バス、タクシー及びレンタカー等）を活用した旅行商品であること。
- ④県内の土産物店、飲食店及び体験施設等2か所以上に立ち寄り、旅行参加者の消費を喚起する旅行商品であること。
- ⑤造成した旅行商品の旅行催行期間は、令和5年2月28日（火）（宿泊旅行の場合は、同3月1日（水）チェックアウト分）までとすること。
- ⑥旅行需要の平準化を図るため、販売期間の季節に応じた商品、平日の旅行需要や連泊を喚起する旅行商品を含むこと。
- ⑦造成する旅行商品の目的地については、県内5地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）全てを対象とすること。
- ⑧教育旅行支援事業（「県内教育旅行促進支援事業」及び「南部地域体験教育旅行促進事業費補助金」）等、三重県が実施する旅行支援事業の割引との併用は、不可とすること。ただし、三重県が実施する「地域観光事業支援」にかかる事業、国の「Go Toトラベル事業」及び「全国を対象とした観光需要喚起策」等における割引との併用は、可とすること。
- ⑨造成した旅行商品については、旅行会社の店頭、イデ制作した特設 Web サイト等で販売すること。
- ⑩造成した旅行商品の販売時期については、当委員会と協議のうえ、決定すること。
- ⑪事業者に対する安全安心の徹底
旅行商品の造成、販売及び旅行の催行にあたって、旅行事業者、交通事業者及び宿泊施設や立ち寄り先の事業者は、「県内観光事業者向けガイドライン作成の手引き」や各業界団体のガイドライン等を参考にし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底を図ること。

なお、宿泊施設及び立ち寄り先については、「みえ安心おもてなし施設認証」制度の認証を受けている又は申請中の事業者を基本とすること。

⑫旅行参加者に対する安全安心の徹底

旅行参加者に対して、観光庁ホームページに掲載されている「新しい旅のエチケット」等の周知、徹底を図ること。

(4) 旅行商品造成・販売費

前記(3)の「ウ 旅行商品造成・販売」にかかる費用は、80,000,000円(税抜き、一般管理費を含む。)程度とする。なお、販売数が16,000人(宿泊旅行:8,000人、日帰り旅行:8,000人)未満の場合は、委託契約額を上限とし、以下のとおり出来高払いとする。

①宿泊ありの旅行者1人当たり7,500円(税抜き、一般管理費を含む。)の支払いとする。(上限8,000人分)

②宿泊なしの旅行者1人当たり2,500円(税抜き、一般管理費を含む。)の支払いとする。(上限8,000人分)

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況等により、造成に着手していた旅行商品の販売が急遽できなくなった場合には、旅行商品造成・販売費の範囲内において、当該旅行商品にかかるパンフレット制作費等の経費を支払うことができるものとする。その場合、支払うことができるのは、当該事業にかかる経費であることが明確であるものに限ることとし、請求時に理由を記載した書類及び証拠書類を添付すること。

(5) 提案にあたっての留意事項

以下の点に留意してください。

- 業務の実施にあたっては、旅行参加者へアンケートを取り、送客実績、観光消費額等事業効果を検証すること。また、数値目標を設定すること。
- 事業の設計にあたっては、事業効果を検証できる仕組みとすること。
- 県内市町や観光関係団体との連携を図ること。
- 事業の実施に際し、実施主体である、当委員会と協議する余地があること。
- 実行可能な提案とすること。
- 新型コロナウイルス感染症の状況等をふまえた提案とすること。
- 新型コロナウイルス感染症の状況等により、委託業務の内容に変更が生じる場合があること。

(6) 納品物

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」(原則としてA4版・両面印刷) 1部

イ 造成した旅行商品の内容や催行状況及び送客実績、観光消費額等が確認できるもの 1部

ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料 1部

(7) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局

(三重県雇用経済部観光局観光誘客推進課内)

(8) 納入期限

令和5年3月 24日(金)

3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 委員会に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委員会と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

5 その他

- この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- 成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、契約金額の8割以内を概算払いにより支払うことができるものとします。
- 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに当委員会に報告し、その指示に従ってください。
- 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意してください。
- 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する

法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。

- 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。